

〈研究ノート〉

日本の公的規制と流通規制緩和

岩 永 忠 康

目 次

- 第1節 はじめに
- 第2節 公的規制の背景・現状・問題点
- 第3節 規制緩和の背景と根拠
- 第4節 流通における規制緩和

第1節 はじめに

1970年代後半以降、規制緩和が欧米先進資本主義諸国とりわけアメリカやイギリスをはじめとして世界的な潮流になっている。わが国における規制緩和は、1985年の第1次行政改革審議会答申「行政改革の推進方策に関する答申」から話題となり、1989年の日米構造問題協議を契機として具体的な動きがみられ、細川政権の私的諮問機関であった経済改革研究会（いわゆる平岩レポート）が「規制緩和について」を発表してから急速に高まり、国民的な課題として多くの学者、政治家、ジャーナリストなどによって本格的に論議され、あたかもわが国の経済問題を解決するキーワードのように主張される状況がみられる。とりわけ流通部門は、多くの各種規制が存在し、消費者ないし生活者に密着しているため、規制緩和に対する関心が高まってきている。

こうした規制緩和の基本的な狙いは、市場原理・競争原理の回復であり、それによって企業と市場を活性化し、消費者の選択の幅を拡大し、また外国からの商品や企業の日本市場への参入を促進して、内外価格差の縮小を図り消費者利益を増進しようとするものである。なかでも、内外価格差の問題は、消費者の価格意識の高まりを背景に、国際的な広がりをもつ価格競争や価格破壊・革命の様相を帯びながら、流通ばかりでなく生産をも含む経済全体に大きな影響を与えているのである。つまり、規制緩和は、国際化の視点に立脚して、長期

的には内外環境に対応する新しい経済システムを構築するために不可避的であると考えられる。したがって、現在論議の対象となっている規制緩和の含意は、単に既存の規制システムを緩和・廃止するというだけでなく、現実の政治・経済・社会をめぐる国内外の環境変化に即して、改めて規制のあり方を問題とするものである。

たしかに規制緩和は、今日の経済問題を解決する重要な側面を有しており、資本主義経済が自由競争を基本原理としているかぎり、基本的には規制は排除すべきであろう。そのためには私的独占、不公平な取引方法、不当な取引制限を防止して、自由かつ公正な競争や取引を保証するような枠組を確立する必要がある。そのうえで個々の産業のおかれた具体的な状況ごとに規制緩和のもつメリットとデメリットを十分に検討して対処すべきである。

そこで、以下の行論を示すと、最初にわが国の経済発展における公的規制の歴史的背景と根拠ならびに現状を説明し、次に最近の規制緩和の背景と根拠を考察し、最後に流通における規制緩和として業種別流通の規制緩和ならびに大店法の規制緩和の流れと問題点を分析するものである。

第2節 公的規制の背景・現状・問題点

(1) 公的規制の歴史的背景

資本主義経済は、市場における自由競争を基本理念として発展する経済システムである。このことは、現代の資本主義が混合経済体制のもとで、政府の介入・規制が市場機構の一部にビルト・インされたり、ある程度まで寡占的市場になっても、市場競争システムのもつメリットは基本的には変わらないものと考えられている⁽¹⁾。

そもそも、資本主義国家の経済に対する役割ないし活動は、市場経済の制度的枠組みの形成・維持に関する活動と経済過程の実質的内容への介入を含む活動とに大別することができる⁽²⁾。わが国のような後発資本主義国家においては、国家が産業政策のもとに経済発展の推進者として積極的に経済活動に介入する場合がみられる。ここでの国家は、個別経済の自由な行動を奪うことなく

個々の産業や企業の経済活動に介入し、経済過程を望ましい方向に導くものとして積極的に産業政策を推進したのである。この産業政策は、自由放任のもとでの市場メカニズムだけに依存しては順調な経済発展が望めないところから、国家が産業の保護育成を通して経済の発展を図るために、産業や市場に積極的に介入・規制するというものであった⁽³⁾。つまり、国家は産業の保護育成のもとに商品の生産・流通・消費に至るすべての経済活動に直接規制・統制を加えながら⁽⁴⁾、経済秩序の維持と経済の持続的・均衡的な発展を図るために積極的な産業政策を推し進めたのである。

もともと、資本主義経済の自由な競争を通じた発展過程においては、資本と生産の集積・集中に基づく市場の寡占化が進行し、またカルテル的な協調関係が形成されるに伴い、市場機構の内部においてさまざまな競争の制限と市場支配が行われ、それによって市場の自動調節作用が十分に機能しなくなり、いわゆる市場機構が麻痺した状態になったのである。その結果、寡占企業が独占価格の設定・維持によって不当な収奪や深刻な不況ならびに大量失業などの経済問題を発生させたために、国家の介入・規制によって意識的かつ能動的に経済問題を解消しながら資本主義経済の均衡的な発展を図ることが不可欠になったのである⁽⁵⁾。こうして現代の資本主義国家は、経済活動に対して積極的な役割を果たすようになったのである。

現代の資本主義経済は、経済活動への国家の介入が制度化され、寡占経済と国家の政治過程が不可欠に結合した政治的かつ経済的な社会システムであり、混合経済体制として特徴づけられている⁽⁶⁾。なぜならば、そこでは、経済問題の調整機構として、市場機構のみならず計画化機構をも含む混合形態をとっているからにほかならない⁽⁷⁾。このような背景には、国民のさまざまなニーズが競争的市場機構を通じては必ずしも充足されず、その望ましい解決のために、市場機構を越える国家の直接的介入や計画化機構を通じる政府の調整作用が不可欠になってきたという事情がある⁽⁸⁾。つまり、経済問題の調整機構として、市場機構のみによっては調整不能な領域と問題が広く現出するに至ったということである⁽⁹⁾。その結果、政府の介入・規制ないし計画化が市場機構

にビルト・インされ、資本主義的市場機構それ自体が大きな変容を受けるようになったのである⁽¹⁰⁾。

(2) 公的規制の現状

政府が市場に介入する場合、マクロ政策的な市場介入としての財政金融政策、市場の失敗を補完するためのミクロ政策的な市場介入としての産業政策とに分けて考えられる⁽¹¹⁾。この産業政策は、また誘導型政策と規制型政策に分けられるが、誘導型政策手段は金銭的誘因等によって政策当局の意図する方向へ私企業の自発的意思を尊重しつつ誘導するもので、具体的には低金利融資や税制優遇措置等があげられる。規制型政策手段は法律による許認可制や行政指導等により私企業にある種の行動を強制するもので、参入・退出規制、生産物の価格・品質規制、経済活動そのものに対するその他の規制があげられ、企業活動に対する公的規制がこの規制型政策手段にほかならない⁽¹²⁾。

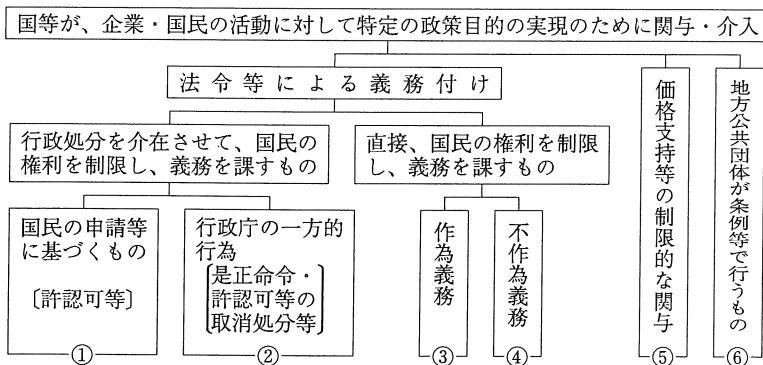
公的規制とは、市場の失敗などに対処するために、政府が公的権限に基づいて経済主体の行動を制限する行為をいい、具体的には許認可などの手段による規制を典型としてそれに付随して行われる行政指導などの規制的な関与である。この公的規制は、狭義には、政府が許認可などの法的手段によって経済主体の意思決定に直接介入するものとして捉えられ、広義には、競争秩序の基盤の形成・維持を目的として、経済主体の意思決定に直接介入することなく、市場機構の機能を阻害する行動だけを制限することを目的としているものとして捉えられる⁽¹³⁾。

また、公的規制は、経済的規制と社会的規制とに分けられることがある。この場合、経済的規制とは、自然独占の傾向をもつ公益事業等への規制にみられるように、市場メカニズムに委ねておいては商品やサービスの数量や価格の適切な水準を確保できないおそれがある場合、政府が事業者の参入・数量・価格等を規制するものである。社会的規制とは、経済的・社会的活動に伴って発生するおそれのあるマイナスの社会的副作用を最小限にとどめるとともに、国民の生命や財産を守り、公共の福祉の増進に寄与しようとするもので、消費者や

労働者の安全・健康の確保、環境の保全、災害防止等を目的として、商品・サービスの質やその他各種の活動に対する基準の設定・制限などを加えるものである(14)。

次に、第2次行政改革審議会答申「公的規制の緩和等に関する答申」によると、公的規制とは「一般に、国や地方公共団体が企業・国民の活動に対して特定の政策目的の実現のために関与・介入するものを指す。それは、許認可等の手段による規制を典型とし、その他にも、許認可に付随して、あるいはそれとは別個に行われる規制的な行政指導や価格支持等の制度的な関与などがある」(15)と比較的広範囲に捉えられている(図1)。

図1 公的規制の概念

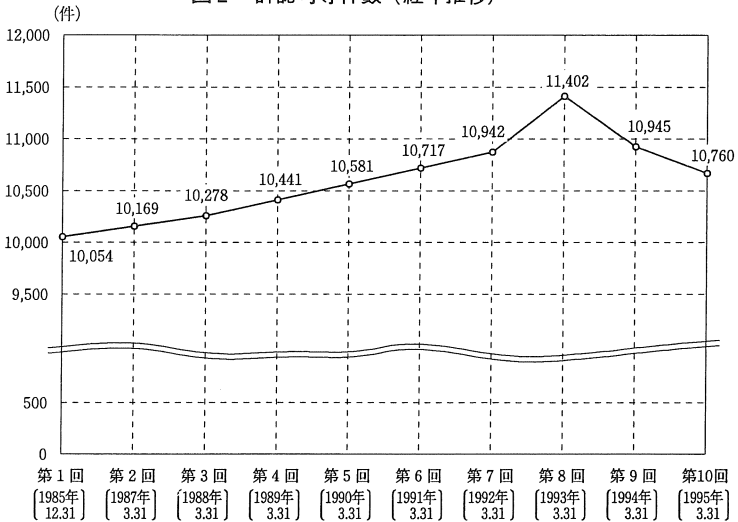


- 【例】① 営業開始の許可、届出、定款変更の許可等
 (例) 銀行法第4条：大蔵大臣の免許者でなければ銀行経営不可
- ② 改善命令、営業停止命令、許認可等の取消処分
 (例) 食品衛生法第22条：食中毒発生の飲食店に対する業務停止命令
- ③ 電気・ガスの供給義務等
 (例) 電気事業法第18条（供給義務）：電力会社の供給区域に対する電気供給義務
- ④ 営業の範囲の制限等
 (例) 銀行法第12条：銀行の他業務兼業禁止
- ⑤ 価格支持制度
 (例) 畜産物価格安定法：牛肉・豚肉の安定価格制度
- ⑥ 条例等によるもの
 (例) 宅地開発等指導要綱、ふぐ調理師の免許等

(出所) 畠中誠二郎「規制緩和の概念」『ジュリスト』No.1044, 有斐閣, 1994年, 57ページ。

さらに、この公的規制の典型的な手段としての許認可等とは、「公的規制の内、国民（個人及び法人）の申請、出願等に基づき行政庁が行う処分及びこれに類似するもので、法律、政令、省令及び告示において、許可、認可、検査、届出、報告等の用語を使用しているもの」⁽¹⁶⁾をいう。この許認可等の実態について、その件数の推移を図2でみると、調査開始の1985年（10,054件）から

図2 許認可等件数（経年推移）



（出所）総務庁『規制緩和と推進の現況』大蔵省印刷局，1996年，37ページ。

1993年（11,402件）まで毎年増加し、その後、1994年に10,945件、1995年に10,760件へと減少している。この許認可等の中には、それがなければ営業等ができない免許や許可から事務所の所在地の変更の届出まで種々なものがあり、それを規制の強さの順に分類すると、次の3つのグループに区分できる⁽¹⁷⁾。

Aグループ… 一般的な禁止を特定の場合に解除する行為、特定の権利等（強い規制）を設定する行為等（例：許可、認可、免許、承認等）。

Bグループ… 特定の事実や行為が、あらかじめ定められた基準等を満たし（中間の規制）ているか否かを審査・判定し、これを公に証明する行為等（例：認定、検査、登録等）。

Cグループ…一定の事実を行政庁に知らせるもので、行政庁は原則として（弱い規制）記事事項を確認するにとどまるもの（例：届出、報告等）。

これを許認可等件数とその構成比で示したものが表1ないし図3である。

表1 グループ別許認可等件数一覧

(単位：件，%)

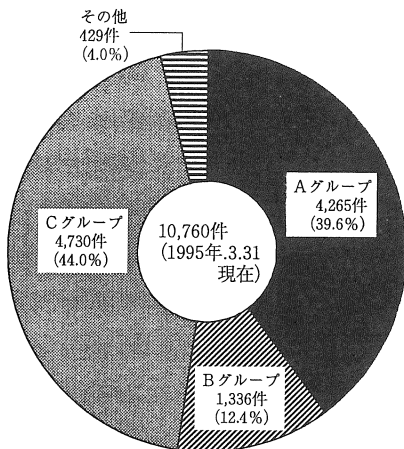
把握回 用語別		第10回		(参考) 第1回	
		1995年. 3. 31現在	対前年 増△減	1985年. 12. 31現在	対第1回 増△減
A グ ル ー プ	許 可	1,149 (10.7)	△ 35	1,345 (13.4)	△ 196
	認 可	1,624 (15.1)	6	1,441 (14.3)	183
	免 許	100 (0.9)	△ 1	102 (1.0)	△ 2
	承 認	1,113 (10.3)	△ 17	988 (9.8)	125
	指 定	254 (2.4)	6	197 (2.0)	57
	承 諾 等	25 (0.2)	1	19 (0.2)	6
小 計		4,265 (39.6)	△ 40	4,092 (40.7)	173
B グ ル ー プ	認 定	474 (4.4)	△ 24	297 (3.0)	177
	確 定	125 (1.2)	△ 1	94 (0.9)	31
	証 明	126 (1.2)	2	59 (0.6)	67
	認 証	17 (0.2)	△ 1	18 (0.2)	△ 1
	試 験	113 (1.1)	0	102 (1.0)	11
	検 査	247 (2.3)	△ 3	254 (2.5)	△ 7
	検 定	33 (0.3)	0	39 (0.4)	△ 6
	登 録	181 (1.7)	7	162 (1.6)	19
小 計		1,336 (12.4)	△ 21	1,043 (10.4)	293
C グ ル ー プ	届 出	3,435 (31.9)	△ 84	3,326 (33.1)	109
	提 出	555 (5.2)	3	390 (3.9)	165
	報 告	572 (5.3)	△ 23	613 (6.1)	△ 41
	交 付	89 (0.8)	△ 2	98 (1.0)	△ 9
	申 告 等	79 (0.7)	0	75 (0.7)	4
小 計		4,730 (44.0)	△ 106	4,502 (44.8)	228
そ の 他		429 (0.4)	△ 18	417 (4.1)	12
合 計		10,760 (100)	△ 185	10,054 (100)	706

(注) () 内は、構成比である。

(出所) 総務庁, 前掲書, 41ページ。

表1ないし図3にみられるように、1995年3月31日現在で、許認可等のグループ別の構成比をみると、Cグループ（弱い規制）が4,730件で44.0%のシェアを占め、Aグループ（強い規制）が4,265件で39.6%、Bグループ（中間の規制）が1,336件で12.4%となっている。

図3 グループ別の許認可等件数



(注) () 内は、構成比である。

(出所) 総務庁, 前掲書, 40ページ。

許認可等の最も多いCグループ(弱い規制)は、その規制目的からみると、①計画等の認定を受けることにより、各種の助成を受けることができるもの(中小企業構造改善計画の承認等)。②業について公証(登録、証明、認定等)を行うもの(国際観光ホテルの登録等)。③身分、資格について公証を行うもの(調理師の免許等)。④税の減額、猶予、控除等に係るもの、などが約1,150件ある。この他、行政庁に対する情報提供としての性質を有するもの約3,900件を合わせると、約5,000件あるものとおもわれる⁽¹⁸⁾。

また、許認可等件数を所管省庁でみると(表2)、1995年現在で、通商産業省(1,780件)を最高に、運輸省(1,607件)、農林水産省(1,400件)、大蔵省(1,374件)、厚生省(1,221件)に多くみられる。

さらに、許認可等件数を法律・政令・府省令規則・告示別でみると(表3)、1995年現在で、法律により規制されているものが7割以上(7,707件)を占め、次に府省令規則が2割強(2,282件)を占め、両者で9割以上を占めている。

表2 所管省庁別の許認可等件数

(単位：件)

省 庁 名	第10回把握 1995年3.31日現在	対 前 年 増 △ 減	(参考) 第1回把握 1985年12.31現在	第第1回 増 △ 減
総 理 府 本 府	32	0	27	5
公 正 取 引 委 員 会	26	0	26	0
国 家 公 安 委 員 会	141	△ 3	81	60
総 務 庁	35	0	29	6
北 海 道 開 発 庁	31	0	26	5
防 衛 庁	31	0	26	5
経 済 企 画 庁	31	0	26	5
科 学 技 術 庁	297	△ 4	218	79
環 境 庁	199	5	149	50
沖 縄 開 発 庁	32	0	27	5
国 土 庁	87	△ 1	81	6
法 務 省	168	△ 4	146	22
外 務 省	50	0	37	13
大 蔵 省	1,374	△ 17	1,116	258
文 部 省	327	0	310	17
厚 生 省	1,221	△ 25	936	285
農 林 水 産 省	1,400	△ 19	1,263	137
通 商 産 業 省	1,780	11	1,870	△ 90
運 輸 省	1,607	△ 93	2,017	△ 410
郵 政 省	292	1	265	27
労 働 省	633	4	532	101
建 設 省	841	△ 38	742	99
自 治 省	125	△ 2	104	21
計	10,760	△ 185	10,054	706

(出所) 総務庁, 前掲書, 39ページ。

表3 法令別の許認可等件数の変化

(単位：件, %)

把握回 \ 法令別	法 律	政 令	府 省 令 ・ 規 則	告 示	合 計
第10回 (1995年3.31)	7,707 (71.6)	405 (3.8)	2,282 (21.2)	366 (3.4)	10,760 (100)
(参考) 第1回 (1985年12.31)	6,453 (64.2)	419 (4.2)	2,933 (29.2)	249 (2.5)	10,054 (100)

(注) 1 勅令は政令に, 閣令は府省令に整理している。

2 () 内は, 構成比である。

(出所) 総務庁, 前掲書, 42ページ

最近、各種の規制緩和についての措置が講じられ、それなりの成果をあげているものと考えられるが、許認可等の件数は1993年まで毎年増加し、その後、ようやく1994年、1995年に減少している。なお、規制緩和と許認可等の件数との関係でいえば、その時々¹⁹の社会的・経済的な要請に応じて毎年新しい法律が作られ、それによる許認可等の件数が増加する場合もあり、規制緩和がそのまま直ちに許認可等の件数の減少に結びつくものではない。たとえば、認可制を届出制にすることによって規制を弱めることも規制緩和であり、その場合、許認可等の件数は減少しない。このように許認可等の件数のみで規制緩和のあり方を論議するのは、必ずしも的を射たものではないと考えられる。もちろん、許認可等の件数を減少させることも大事であるが、それ以上にそれぞれの公的規制を不断に見直し、経済の活性化、内需の拡大、輸入の増加、国民生活の質的向上、国民負担の軽減などに役立つ実質的に意味ある規制緩和を推進していくことが重要である⁽¹⁹⁾。

(3) 公的規制の根拠と問題点

日本政府の経済活動に対する公的規制は、諸外国に比べて広範かつ多様であり、日本の産業のなかで政府の介入・規制と関わりのない産業はほとんどないといつてよい⁽²⁰⁾。このような日本の公的規制は、戦時中や戦後もなく実施されたものが多く、戦時中には経済統制のために戦後には経済復興や経済発展のために行われたのである。このような政府の経済活動に対する介入・規制は、一般に産業政策とよばれ、その典型的なものが幼稚産業保護のための介入・規制である。それは、通常、ある特定産業が将来に基幹産業となりうる場合、いまだ十分に競争力がつかない時期に外国や他の企業からの競争にさらされないように関税・輸入制限あるいは補助金などの手段によって保護・育成するものである。つまり、日本の公的規制は、本質的に欧米先進諸国にキャッチアップすることが基本にあり、そのためには何よりも企業や産業を優遇し国際競争力をつける、いわば産業政策の手段として積極的な役割を演じたのである⁽²¹⁾。

なお、公的規制が導入される根拠としては、次のようなことがあげられる⁽²²⁾。

第1に、資本主義経済本来の自由な経済活動に任せては、安全の確保、環境の保全等が十分に図られなくなるため、これを回避する目的で政府が何らかの規制を行う場合である（外部不経済の回避）。

第2に、商品やサービスを生産・提供する側の情報が、消費者に十分に得られないために被る不利益を解消する目的で、政府が何らかの規制を行う場合である（情報の不完全性による不利益の回避）。

第3に、規模の利益が存在する場合、自由競争に任せては最終的に市場が独占され、価格決定やサービスの提供の面で消費者が不利益を被る結果となるので、こうした事態を避けるため、政府が特定の事業者に参加を認める一方、価格やサービスの提供等についても規制を行う場合である（規模の利益が存在することによる不利益の回避）。

第4に、幼稚産業の育成や衰退産業の円滑な構造転換等、産業の健全な育成を図るために、政府が参加の規制を行う場合である（産業の健全な育成）。

第5に、農産物需給の調整と安全を図ることにより、消費者家計の安定と生産者の所得の確保を行う場合である（食料供給力の維持・確保と国土・環境保全等の農業・農村の公益的機能の発揮）。

しかしながら、公的規制はもともと市場経済の競争を制限するものであり、その結果、次のような問題が発生する。

第1に、公的規制は市場機構を通じた資源の適正な配分を損なうとともに、効率的経営のための企業の努力を減退させることになる。

第2に、公的規制のもとにおいては、企業間の協調行動が行われやすくなり、市場競争を制限するような行動や構造がもたらされる。

第3に、公的規制は一定の政策目的のために導入されるが、規制が行われるようになると、次第に既存の事業者の利益保護的な様相を帯びてくる。とくに日本の公的規制は、官僚主導型保護体制というべきもので、官僚主導のもとに厳格な企画や基準が設定され、許認可制や免許制によって強固な業界保護体制が形成され、規制は既得権化して残り続ける傾向があり、不必要な規制が温存されやすい。

第4に、公的規制は、法令によるものから行政指導まで広範な規制が存在しているが、たとえば、法律上は届出であっても行政当局が届出を受けつけないことにより事実上認可と同じ効果をもつなど、規制の内容が不透明になっている場合、その運用について適正なチェックが作用しにくく、事業者が将来の事業活動を決定するにあたっての不確実性が拡大し、過大な負担を負うことになる。

第5に、公的規制は、一般に市場メカニズムを通じた資源の適正な配分を損ない、消費者の利益を侵害するものになりがちである。さらに、規制の目的は、公共の利益ないし消費者利益の保護を大義名分とされているが、現行の規制をみるかぎり消費者利益よりも企業や業界の利益が優先されている場合が多い⁽²³⁾。

第6に、公的規制は、本質的には既得権を守り、先発企業に有利に働き、新規に参入しようとする後発企業に不利に作用する場合が多い。たとえば、新規参入企業がより効率的な生産技術を持っていたとしても、それを市場で試す機会が与えられない場合もある。

第7に、公的規制は、規制の設定・実施・監督のために、いわば「非生産的」活動が必要となり多くのコストがかかる。具体的には、規制にはその設定のための交渉コスト、それが守られているかどうかの監視コスト、政治コストなどの多くのコストが必要となる。

第8に、公的規制は、新たな規制を呼び、雪だるま式に規制が広がる危険を持っており⁽²⁴⁾、それだけ莫大なコストが追加され財政を圧迫させる。

第3節 規制緩和の背景と根拠

(1) 規制緩和の背景と理論的根拠

近年、わが国の公的規制に対する論議は、アメリカ、ヨーロッパの規制緩和からの思想的影響、財政当局の支出削減欲求、関連企業の新分野への進出の可能性、国際通商摩擦などを背景として、「政府の失敗」論を中心とする公的規制への批判、計画経済に対する市場経済の優位性、官僚機構に対する民間組織

の効率性、技術革新や需要の開発には計画ないし規制よりも競争の方がよい結果をもたらすといった点が強調されるようになってきた⁽²⁵⁾。このような規制緩和に対する基本的姿勢の背景には、国内産業内での調整や行政当局による保護が、いまや国際的に通用しないばかりか、各企業の競争力をかえって弱めているという判断が存在している。つまり、規制を緩和することによって市場における競争原理を徹底し、競争による経済の活性化を促進することを目的としている。また、企業間の自由な競争は、消費者にとっても多様な商品や価格を自由に選択できるという利点をもたらすとみなされているのである⁽²⁶⁾。そのために、規制緩和は日本経済の閉塞状態を脱却し21世紀への展望のための最も重要な政策課題として期待されている。このような規制緩和の問題は、日本経済が直面する海外からの圧力や不況脱出のための短期的視点に立った問題だけでなく、現代の資本主義のルールのあり方ないし市場競争システムの原理に関わる問題でもある⁽²⁷⁾。

わが国において規制緩和が強調されるようになった背景としては、次のような市場経済の転換⁽²⁸⁾があげられる。

第1に、従来のわが国の諸政策に対する考え方が変化しつつある。わが国の規制政策は、官民一体化の歴史と関連している。それは、明治の「殖産興業・富国強兵」政策に基づき、鉄道・電信電話などの公益産業が基盤となって、財政金融政策での支援体制による産業保護、国民全体のいわゆる「お上」行政に対する意識形成に基づいている。こうした政財官の三位一体になった日本的規制体質は、法律に基づく明確な規制の他に行政指導や自主規制など多くの規制の存在によって形成され、それが全体としての規制システムを形成している。この三位一体になった日本的規制型の経済システムから利己主義に基づいた欧米的な個別の効率追求型の競争社会への転換の動きがあると考えられる。

第2に、経済団体連合会などの経済諸団体が、従来の規制に依存する経済発展のあり方や秩序維持に限界を感じ始め、規制に依存するよりも規制緩和によって21世紀への経済発展の基盤を構築しようとしていることである。すなわち、これまで順調にきた規制による政策のあり方に危機感を持ち始め、特にバブル

経済とその崩壊後の長期不況に対して、新たな展開や体制づくりの手段として規制緩和を打ち出したのである。

第3に、技術的・物理的条件として、技術革新あるいは科学技術の発展によって「自然独占」の成立根拠が希薄になったことである。従来、公共的として保護育成されてきた独占的な分野に競争条件が導入されてきたことなどがあげられる。

第4に、ケインズ政策の破綻を主張する経済的保守主義、新自由主義の経済政策として、第1次石油危機後に「小さな政府」論に基づく規制緩和の動きが世界の政策的潮流となってきた。日本でも不況脱出、赤字国債の発行など危機的財政状況を打開するために、この理論に基づく臨調路線の進展として国鉄・電電・専売公社などの民営化を中心とする規制緩和が登場してきた。

第5に、ソ連・東欧型の「計画経済」が崩壊し、ポスト「冷戦」として資本主義諸国でも経済的な行き詰まりを打開するために、再度、市場経済の優位性とグローバル化を強調し、計画経済よりも市場万能の考えを意図的に強調しようとする傾向がある。

これまで、現代の先進資本主義経済における市場の競争メカニズムの有効性および規制に関する理論的展開は、産業組織論によって行われている。ハーバード学派に代表される伝統的産業組織論は、規模の経済性などによって市場が競争の結果独占化していくので、市場の競争メカニズムを正常に機能させるためには独占的な市場の構造や行動を規制すべきであるという考え方であり、いわば公的規制を正統化する理論的根拠となっているのである。これに対して、1970年代の新自由主義とよばれるシカゴ学派に代表される新産業組織論は、たとえ一時的に独占的な企業が存在したとしても消費者の支持がなければ長期的には市場から排除され、市場のメカニズムを通じて資源は最適に配分されるので、自由な競争を行うことが必要であり、いっさい市場には介入すべきではないという自由放任主義あるいは市場万能論の考え方を提唱した。こうしたシカゴ学派の流れの1つで1970年後半にW. ボーモル (Bourgeois) などによって提起されたコンテストバリティ理論が規制緩和に対する理論的根拠としてあげら

れる⁽²⁹⁾。この理論は、市場への参入・退出が自由でそれにかかる費用がなく市場がコンテストナブルな状態にあれば、寡占・独占が生じても完全競争下で実現されるのと同様な経済厚生が達成される⁽³⁰⁾というものである。つまり、自由な参入・退出がある限り、完全競争下でなくても資源配分の効率性が成立して超過利潤が存在しない価格が成立する。しかも、既存企業間の競争だけではなく潜在的競争企業の圧迫によって、既存の独占的企業の市場支配力は抑制されるというものである。この理論は明らかに企業の競争の論理だけの理論であり、企業の参入によって競争が行われ価格さえ低下すればよいというものである。しかも、それは、最終的に寡占が強化されたとしても消費者の選択の結果であるという理論である⁽³¹⁾。

このような理論は、政治的にはレーガノミクスやサッチャーリズムなど新保守主義の理論的基礎として位置づけられ、この理論を背景にアメリカ航空産業の独占的市場を活性化するために規制緩和が行われ、それによって多くの企業が参入し、新しいシステムの導入などで一時的に激しい競争が展開された。しかし、ネットワークシステムなど大規模企業に有利に展開し、現在では以前にもまして少数企業による独占的な市場になり、効率性志向のみが強調されたことで論議を呼んでいる⁽³²⁾。

(2) わが国の規制緩和の動向

わが国の規制緩和に関する契機は、1985年の第1次行政改革審議会答申「行政改革の推進方策に関する答申」からであり、行政改革の課題のひとつに「民間活力の広範な発揮」があげられ、これに即した規制緩和と民間活力の活用の必要性が強調されてからである。

これに次いで、1988年の第2次行政改革審議会答申「公的規制緩和等に関する答申」が「経済構造調整の推進」を掲げ、規制緩和に本格的に取り組んでいる。そこでの重点は「産業構造の転換」のための施策に向けられ、公的規制を「許認可等の手段による規制を典型とし、これに付随しあるいは個別に行われる規制的な行政指導や価格支持等の制度的な関与」としたうえで、経済的規制

と社会的規制に分けている⁽³³⁾。

さらに、1993年11月に経済改革研究会報告（いわゆる平岩レポート）の「規制緩和について」が発表された。そこでは、「規制緩和によって、企業には新しいビジネスチャンスが与えられ、雇用も拡大し、消費者には多様な商品サービスの選択の幅を広げる。内外価格差の縮小にも役立つ。同時に、それは、内外を通じた自由競争を促進し、わが国の経済社会の透明性を高め、国際的に調和のとれたものとするであろう」⁽³⁴⁾と述べている。その後、1993年12月の最終報告では、規制緩和に関する基本的考え方は、規制をその目的により経済的規制と社会的規制に分け、「経済的規制については、自由を原則とし、規制を例外的なものとする」こと、また「社会的規制については、自己責任を原則とし、規制を必要最小限にする」ことを強調している。その後「行政改革推進本部」による個別産業分野に関する規制緩和の具体的な施策が公表され、1995年に「規制緩和5ヵ年計画」が公表されるなど、規制緩和に対する取り組みがいつそう進んでいる⁽³⁵⁾。

ともあれ、規制緩和によって、第1に、市場における企業間の競争が促進され、経済全体の効率化が図られ、成長が促進される。第2に、生活者もしくは消費者にとっては物価が引き下げられ、生活の質的豊かさが実現される。第3に、アメリカを中心とした諸外国からの批判に答え、内需拡大・市場開放に努めることができる⁽³⁶⁾と考えられる。

このような規制緩和論はあくまで公的規制についての問題であり、大規模・寡占企業の私的規制についてはきわめて楽観的であり、大規模・寡占企業の市場支配に基づく私的規制についてはあまり問題になっていないのが特徴のひとつである⁽³⁷⁾。この規制緩和は、「大きな政府」による財政危機に対する行政改革の一環として始まり、日本経済の国際的地位・相互関係の高まりと貿易摩擦に対処するための国際的視点からの要請、バブル経済崩壊後の長期不況に対する閉塞状態を脱却して、将来への新たな展開や体制づくりの手段として打ち出されたものといえよう。

現在求められている規制緩和は、現実の市場構造を前提にした競争促進のた

めの公的規制の再検討である。したがって、規制緩和は既存の公的規制による競争阻害要因を除去するものであり、単なる市場の拡大を意味するものではない。それは、現実の市場構造を前提にした市場の主体間に、より実質的な機会の平等の確保を充たすための競争条件の整備が必要になる。そのために独占禁止法の制度・運用を改めて競争政策の観点から規制を強化すべき側面も必要であろう⁽³⁸⁾。

第4節 流通における規制緩和

(1) 流通における公的規制と規制緩和

わが国の流通業は、金融・通信・エネルギーなどの分野と並んで、伝統的に規制の強い分野であり、小売業や流通活動に関わる規制が多く存在している。小売業に対する規制としては、大規模小売店舗法をはじめとして小売商業特別措置法、中小小売商業振興法、農協法・生協法などが存在する。また業種別小売流通に関する規制としては(表4)、米・麦に関する食糧管理法、酒類に関する酒税法、薬・化粧品に関する薬事法、たばこに関するたばこ事業法、ガソリン等に関する揮発油販売業法など許認可等に基づく参入規制等が存在する。さらに、流通活動全般に関して一定の秩序を維持するための規制としては、独占禁止法をはじめ不当表示防止法、割賦販売法などが存在する。

そこで、業種別小売流通に関する規制について、それぞれ個別的に概説してみよう⁽³⁹⁾。

- ① 米・麦については、食糧管理法に基づき、食糧供給の確保や価格の安定の観点から、米・麦の需給管理が認められており、それぞれ生産者からの買入価格および卸売業者への政府売渡し価格が政府によって決定されることも、米については集荷、卸・小売の各流通段階について指定・許可制度がとられている。
- ② 酒類については、酒税法に基づき、酒税の保全やアルコール飲料の適正管理の観点から、酒類販売業者に対しての免許制度がとられている。

表4 小売流通に関する主な法規制

項 目	法 律	参入・立地規制	価格・料金規制	備 考	
個 別 品 目 ・ 事 業 規 則	酒類販売	酒税法、酒税の 保全及び酒類業 組合等に関する 法律	酒類の販売業、販売代 理業、販売媒介業の免 許（販売場ごとに所轄 の税務署長の免許）	基準販売価格、制限販 売価格の決定（大蔵大 臣が必要と認める場合 に決定）	一部の酒類につ いて再販売価格 維持行為が認め られている
	たばこ販売	たばこ事業法	製造たばこの小売販売 業の許可（営業所ごと に大蔵大臣の許可）	製造たばこの小売定価 の認可（大蔵大臣の認 可）	販売予定数量が 基準に達しない 場合、販売業許 可をしないこと があり得る
	塩販売	塩専売法	塩の小売人の指定（日 本たばこ産業株式会 社の指定）	小売人の塩の販売上限 価格の認可（大蔵大臣 の認可）	販売予定数量が 基準に達しない 場合、小売人指 定をしないこと があり得る
	米穀販売	食糧管理法	米穀の小売業の認可 （知事の許可）		
	医薬品販売	薬事法	薬局開設の許可（知事 の許可）、医薬品の販 売業の許可（一般販売 業の許可（店舗ごとに 知事の許可）、薬種商 販売業の許可（店舗ご とに知事の許可）等）		一部の医薬品に ついて再販売価 格維持行為が認 められている
	揮発油販売	揮発油販売業法	揮発油販売業の登録 （通産大臣の登録）、需 給条件による参入・設 備規模制限の指示（通 産大臣の指示）	販売価格に関する勧告 （通産大臣の勧告）	通産大臣は必要 と認める場合、 営業日・時間の 制限・短縮を勧 告できる
	液化石油ガ ス販売	液化石油ガスの 保安の確保及び 取引の適正化に 関する法律	液化石油ガス販売事業 の許可（通産大臣また は知事の許可）		
店舗出店規制	大規模小売店舗 における小売業 の事業活動の調 整に関する法律	大規模小売店舗の新設、 床面積の変更等の届出 （通産大臣または知事 への届出）、大規模小 売店舗内の小売業者の 届出（通産大臣または 知事への届出）		通産大臣または 知事は必要と認 める場合、開店 日の繰り下げ、 店舗面積の削減 等を勧告できる	

（出所）経済企画庁総合計画局編『規制緩和の経済理論』大蔵省印刷局，1989年，171
ページ。

- ③ 医薬品については、薬事法に基づき、品質・有効性および安全性を確保する観点から、医薬品の販売業に対して許可制度がとられている。
- ④ たばこについては、たばこ事業法に基づき、たばこ産業の健全な発展や

財政収入の安定的確保等を目的として、たばこ販売業者に対して許可制がとられており、製造たばこの小売価格は大蔵大臣の認可制となっている。

- ⑤ ガソリンについては、揮発油販売業法に基づき、品質の確保、使用の節減および安定供給を確保する観点から、(1) 揮発油販売業を登録制として、品質管理能力や経理的基礎をチェックする。(2) 過当競争にある地区を指定地区とし、当該地区でのガソリンスタンドの新設を抑制する。(3) 市場における標準的な販売価格に比べ、著しく異なる価格でガソリンを販売している揮発油販売業者に対し、通産大臣が勧告できることになっている。
- ⑥ 液化石油ガスについては、液化石油ガスの保安の確保および取引の適正化に関する法律に基づき、液化石油ガスによる災害の防止および取引の適正化の観点から、販売事業に対して許可制がとられている。

このように、業種別小売流通に関する規制は、品質・安全性の確保などにウェイトをおいた社会的規制として行われているものが多い。また、これらの品目の多くは、流通段階のみならず製造・輸入段階における規制も合わせて行われている。

最近、これらの流通規制に対しても緩和の動きがみられる。そこで、業種別小売流通を代表して、酒類業界の規制緩和について考察していこう。

酒類業界は規制緩和を契機として、ここ数年間で急速に構造変化を引き起こしている業界の1つである。酒類は、酒税法によって酒税の保全と致酔性飲料としての商品特性から酒類販売免許制度によって規制され、免許を受けたものだけが販売できることになっている。これは酒税法に基づく税務署長による行政の関与であり、酒類販売免許に関しては人的要件・場所的要件・需給調整上の要件により参入規制と同等の機能を有し、また地元の酒類小売組合の意見聴取とその同意が得られなければ、実質的に免許が下付されないことにより、かなり規制が強いものとなっている⁽⁴⁰⁾。

このような酒類の許認可制度は、かつて酒類製造業者が経営基盤の弱体な多数の零細な酒店から販売代金を回収することが困難であったことが、酒税保全を目的として酒類販売業者の免許制を導入した根拠であった。今日では、免許

制が多数の非効率的で零細な酒店を温存させ、経営基盤の堅固なスーパーなどの大規模小売店の参入を阻止しているなど、免許制を維持する根拠は乏しくなっている。したがって酒類販売業者の免許制は撤廃されるべきである⁽⁴¹⁾。

わが国の酒類販売に関わる規制緩和については、1989年4月に税制の抜本的改革の一環として酒税法が改正されるに伴って、酒類販売免許制度の見直しが行われ、同年6月からその運用基準の緩和が実施された。その結果、酒類ディスカウントストアなどの新たな酒類小売業が市場参入の機会を増し、次第に台頭してきた。また酒税法の改正により、わが国の酒類市場は国際化に向けて大きな一歩を踏み出し、1989年以降、輸入酒の価格がかなり低下しそのシェアも相当高まった。さらに1990年10月に公正取引委員会の強い要請により、ビールの価格は自由価格であることをビール・メーカー各社が改めて告知した。このことは、いうまでもなくビール業界の価格維持の傾向を厳しく批判し価格競争を促進するものであり、これによって新興の酒類ディスカウントストアは大きな力を与えられることになったのである⁽⁴²⁾。

今後の酒類業界は、一連の規制緩和を契機として、革新的な小売業者の市場参入による小売業者主導の流通システムが構築され、それによって酒類流通機構の構造変化と価格引下げがもたらされるであろう。つまり、新興の酒類ディスカウントストアの台頭に促され、1994年4月・5月にかけて大手スーパーやコンビニエンスストアが酒類の値引販売に踏み切ったことにより、価格競争が激しくなり、メーカーが設定する建値制にも決定的な影響を与え、流通機構の変化にも拍車がかかるであろう⁽⁴³⁾。

(2) 大店法に対する規制緩和

大店法は、大規模小売業が進出することにより、周辺の中小小売業が圧迫されることを防ぐために、消費者の利益の保護に配慮しつつ、大規模小売業の活動を制限し、周辺の中小小売業の事業機会を確保しようとするものである。しかし、従来からその運用が不透明であり、大店法の本来の趣旨は届出制であるにもかかわらず、実際は通産省の行政指導や通達で許可制に近いものに運用さ

れることが多かった。しかも実質的な調整機関とされてきた商業活動調整協議会も法律的な位置づけをもたないものであった⁽⁴⁴⁾。

大店法に対する規制緩和は、1980年代中頃を境として、これまでの大店法の規制強化の方向から逆にそれを緩和しようとする動きが活発になってきた。大店法の規制緩和の一連の動きは、1987年の大規模小売店舗審議会会長の「今後の大店法の運用について」の談話、1988年の新行革審の「公的規制の緩和等に関する答申」の提出、「公的規制推進要綱」の決定、1989年の通産省の「大店法の出店規制緩和方針（運用基準の変更）」、1989年の『90年代の流通ビジョン』、1989年から1990年にかけての日米構造問題協議、1995年の『21世紀に向けての流通ビジョン』などにみられる。（表5）

たとえば、1987年の「今後の大店法の運用について」の行政指導は、①大店法の基本的枠組みの維持を図りながら、②大店法の適正かつ円滑な運用を求めたものである。その具体的措置としては閉店時刻の調整手続きの見直し、事前説明の適正化、大店審の活用などをあげ、それらは全体として出店調整期間の短縮化を図るものであった⁽⁴⁵⁾。

また、大店法の規制緩和の方向を明確に打ち出したのは、1989年の『90年代の流通ビジョン』においてである。それは、「当面の課題——流通をめぐる制度のあり方」のひとつである大店法の運用等の適正化にみることができる。ここでの大店法の規制緩和の方向としては、原則として大店法それ自体を維持しながら、その枠内において運用適正化を推進している。具体的には、出店調整制度の運用の統一を図り、手続の長期化の防止、閉店時刻などの調整をあげ、通産省をはじめ地方自治体や商工会議所などの関係諸機関にも運用適正化についての協力やその充実・強化⁽⁴⁶⁾を要請している。

さらに、外圧の代表的なものとして日米構造問題協議をあげなければならない。周知のように、日米構造問題協議は、関税の引下げや円高の進行を背景に、マクロ的調整政策のみによっては日米貿易の不均衡がいっこうに改善されないことから、よりミクロ的な構造問題にメスを入れることを目的として、1989年9月から1990年6月にかけて開催されたのである。そこで、アメリカ側（プッ

表5 大店法関連略年表

年 月	事 項	内 容
1973. 10	大店法の公布 (74. 3 施行)	○百貨店法の許可制・企業主義から事前審査付き届け出制・店舗主義へ ○対象店舗面積：1500㎡以上 (特別区・指定都市3000㎡以上)

〈規制強化の時代〉		
1978. 11	改正大店法の公布 (79. 5 施行)	○調整対象の拡大・勧告期間の延長などによる規制強化 ○第1種大規模小売店舗：1500㎡以上 (特別区・指定都市3000㎡以上) 第2種大規模小売店舗：500㎡超1500㎡未満 (特別区・指定都市500㎡超3000㎡未満)
1982. 1	「当面の措置」通達 (82. 2 実施)	○事前説明指導・特定市町村における出店自粛指導による運用強化・出店抑制
1983. 12	「80年代の流通産業ビジョン」	○82年措置の暫定性を確認しつつも実施状況について肯定的評価
1984. 2	「今後の運用」通達	○82年措置の継続

〈規制緩和への転換期〉		
1986. 4	前川レポート	○大店法の運用適正化による規制緩和を提言
1987. 6	大店審議会長談話	
1988. 12	新行革審答申	
1989. 6	「90年代の流通ビジョン」	

〈規制緩和の時代〉		
1990. 4 5	日米構造協議中間報告 大店法運用適正化通達	○大店法の3段階の規制緩和プログラムを公約 ○出店調整期間の短縮(1年以内)・手続きの簡素化・透明化などによる規制緩和
1991. 5	日米構造協議最終報告 大店法関連5法の公布 (92. 1 施行)	○種別境界面積の引上げ・商調協の廃止・出店調整期間の短縮(1年半以内)などによる規制緩和 第1種大規模小売店舗：3000㎡以上 (特別区・指定都市6000㎡以上) 第2種大規模小売店舗：500㎡超3000㎡未満 (特別区・指定都市500㎡超6000㎡未満)
1994. 2	行革推進本部「行革大綱」	○経済規制は「原則自由・例外規制」、社会規則は「自己責任原則にもとづき必要最低限に」
4	大店法運用緩和通達 (94. 5 実施)	○店舗面積1000㎡未満の出店の原則自由化などによる規制緩和
4	対外経済改革要綱	○大型店の出店に伴う開業関連許認可などの手続きの簡素化・迅速化
6	行革推進本部「規制緩和策」決定	○当初検討されていた大店法の「段階的廃止」の方針を明示することは見送りととなり、中期的に見直していくことのみを確認

(出所) 渡辺達朗「流通政策の転換—大店法緩和と独禁法運用強化」田島義博・流通経済研究所編『規則緩和—流通の改革ヴィジョン』日本放送出版協会, 1994年, 35ページ。

シュ政権) から日本の構造問題として指摘されたのは、①貯蓄・投資パターン、②土地利用、③流通、④排他的取引慣行、⑤系列関係、⑥価格メカニズム(内外価格差)の6点であり、これらのうちの過半が広い意味で流通や取引に関連

する事項であった。すなわち、わが国における流通や取引のあり方は、日本市場の閉鎖性や不透明性、輸入品や外国企業に対する不公平性をもたらす非関税障壁として、かねてから諸外国からの批判を受けてきたが、この日米構造問題協議において、具体的かつ抜本的な構造改善策を早急に断行すべきことが求められたのであった。日米の合意形成にあたって焦点の1つに浮上したのが大店法の問題であった。その際のアメリカ側の議論の趣旨としては、大店法による出店調整制度が、輸入品とりわけアメリカ製品を相対的に多く取り扱うはずの大型店の出店を規制することによって日本の輸入拡大を阻害するとともに、外資系小売業の日本市場への参入を制約するという意味で非関税障壁の典型であり、制度そのものの廃止を含めた抜本的な改善が必要だということであった⁽⁴⁷⁾。

以上のように、日米構造問題協議にみられる大店法の規制緩和は、『90年代の流通ビジョン』に集大成されているような大店法の枠組みを維持しながら運用の適正化を図ろうとするものから、さらに踏み込んだ大店法の改正を含む3段階にわたる規制緩和プログラムの実行を国際公約として表明するに至ったのである。すなわち、第1段階では運用適正化措置などの規制緩和に向けたただちに実施する当面の措置、第2段階では次期通常国会における提出を目指した法律改正、第3段階では大店法改正後の見直しというものである⁽⁴⁸⁾ (図4)。

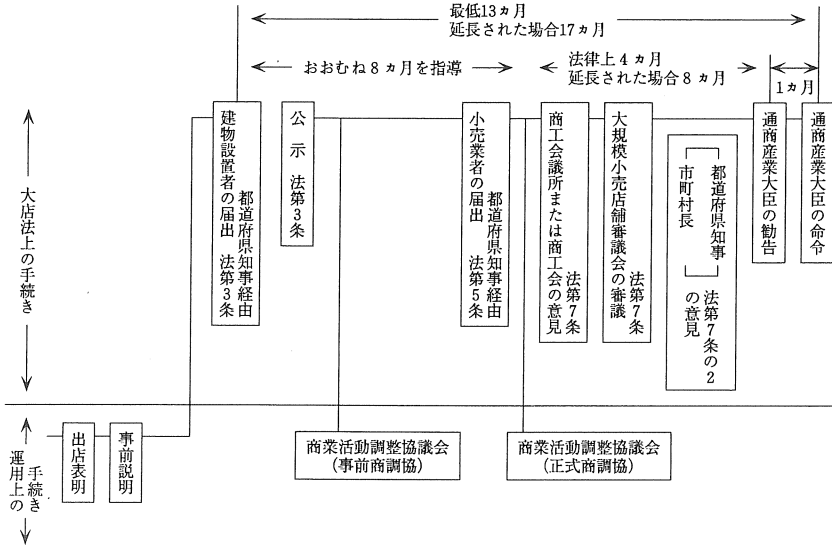
まず、大店法緩和の第1段階は、90年5月30日より実施された運用適正化措置である。この措置は、法改正を伴わないいわゆる行政指導によって、法運用を適正化しようとするものである。その内容は、以下のような骨子からなる⁽⁴⁹⁾。

- ①出店調整期間を1年半に短縮する。
- ②100㎡以下の輸入品専門売場の増床について調整不要とする。
- ③閉店時刻の基準を午後6時から午後7時に延長、休業日数の基準を月間4日以上から年間44日以上に変更する。

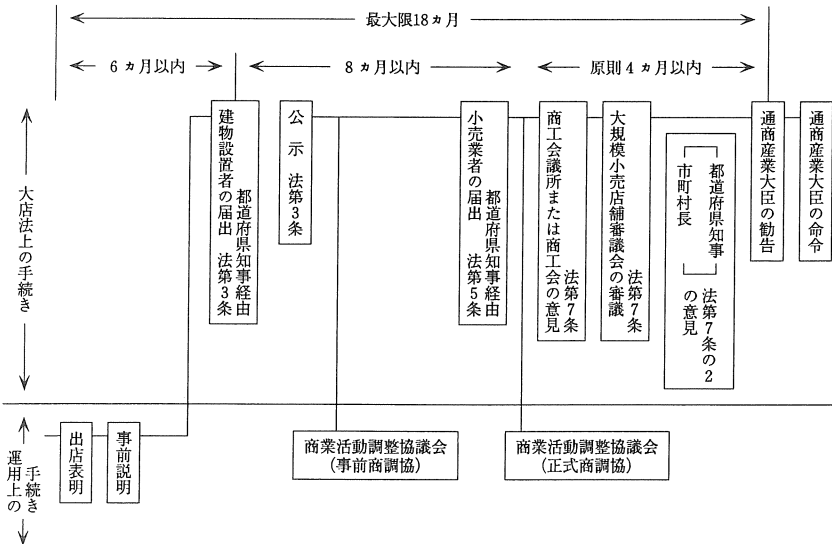
次に、大店法緩和の第2段階は、改正法が制定されたことである⁽⁵⁰⁾。91年5月に制定され、92年1月31日から施行されたこの改正法は、出店調整手続き

図4 大店法による出店調整手続きのフロー

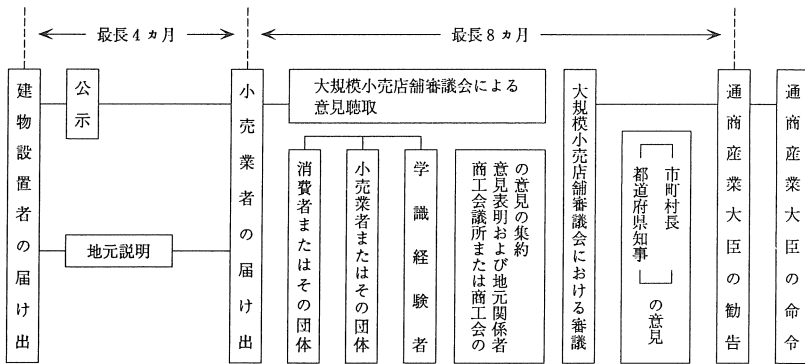
(a) 82年運用強化措置以降 (1982年1月30日～1990年5月29日)



(b) 90年運用適正化措置以降 (1990年5月30日～1992年1月30日)



(c) 91年大店法再改正以降以降 (1992年1月31日～)



(出所) 渡辺達朗, 前掲論文, 39ページ・47ページ。

の迅速性・透明性・明確性の確保などを目的とするものであり、以下のような内容となっている⁽⁵¹⁾。

- ① 出店調整処理期間を1年に短縮する。
- ② 実質的な審議を行っていた商調協を廃止し、大店審の意見聴取対象を拡充する。
- ③ 地方公共団体の独自規制を抑制する。
- ④ 改正法施行後2年以内に、その実施状況などを検討し見直しを行う。

さらに、大店法緩和の第3段階は、2年後以内に大店法を見直すとの日米構造問題協議の合意に基づき、94年5月1日からその運用基準の緩和が図られたことである。その具体的内容としては、以下のことが主なものである⁽⁵²⁾。

- ① 店舗面積1,000㎡未満については、届出を原則自由にし調整は行わない。
- ② 届出が不要な閉店時刻を午後7時から午後8時に延長する。
- ③ 届出が不要な年間休業日数を44日以上から24日以上に短縮する。

そもそも、わが国の流通政策は、その基本原理ないし理念といったものがやや不明確であり、そのときどきの状況に合わせた政府当局の巧みな誘導による政策的措置が講じられる場合が多く、しかも競争よりも協調に重きをおくような政策手段が多いのである。そのために流通システムに対する現実具体的な政

策においては、いささか場当りの講じられることが多いようにおもわれる⁽⁵³⁾。そして、このような政府のリーダーシップによる誘導的な政策運営が公的介入の基軸になっているところから、温室の保護体制が醸成されやすくなり、また企業や利益集団の側では自助努力による競争効率の達成よりも、政策的保護に依存するという傾向がますます強くなってきているということである⁽⁵⁴⁾。

このことは、大店法においても典型的にみられる。大店法による出店調整が市場参入に対して法的規制を加えることで、小売市場競争における過当競争を防止し、それによって良質の商品が低い価格で購入できたり、商品ならびに購入先が自由に選択できる⁽⁵⁵⁾といった、いわゆる消費者の利益を保証するかぎりにおいてのみ大店法は容認されるべきものであろう。逆に、既存業者の既得権の維持や本来なら競争的市場機構のもとでは成り立たないような非効率的な小売業が温存されることによって、社会的資源の最適配分を阻害するという結果になれば、大店法による過度の規制は好ましくない⁽⁵⁶⁾ということになる。

もともと、大店法に基づく出店規制は、消費者利益の保護や小売業の正常な発展といった法的目的に合致する場合のみ法的意義をもつはずである。しかし、大店法の現実的適用においては、中小小売業との調整が困難なことを理由として、その運用は実質的には許可制に近い状態にある。その結果、多種多様な商品を安く購入できるという、いわば消費者利益が著しく侵害されたり⁽⁵⁷⁾、また外国製品を大量に輸入して廉価提供できるはずの大型店が大店法によって規制されているため、外国商品の輸入拡大や外国企業の市場参入が妨げられているという対日市場アクセスの阻害要因として、欧米先進諸国からは強い批判の対象となっている⁽⁵⁸⁾。消費者利益を配慮しつつ小売業の正常な発展を図るという本来の大店法の目的を実現するためには、既得権や既存の業界秩序を固守しようとする非効率的な中小小売業を保護・温存するのではなく、大型店に対する過度の規制を緩和して競争的市場構造を実現するとともに、中小小売業が効率的な行動を行いうるような競争条件を早急に整備することが必要である。このことが、外国企業にとっては市場の開放をもたらし、また物価が下がるこ

とにより日本の消費者の利益にもつながるであろう⁽⁵⁹⁾。

(注)

- (1) 上野裕也『競争と規制——現代の産業組織』東洋経済新報社、1987年、44ページ。
- (2) 村上泰亮・熊谷尚夫・公文俊平『経済体制』岩波書店、1973年、255ページ。
- (3) 上野裕也、前掲書、127ページ。
- (4) 根岸 哲「独占禁止法の基礎理論」根岸 哲・舟田正之・野木村忠邦・来生 新『独占禁止法入門』有斐閣、1983年、2ページ。
- (5) 根岸 哲、同上論文、1～2ページ。
- (6) 岡田裕之「現代流通と国家」阿部真也・鈴木 武編『現代資本主義の流通理論』大月書店、1983年、85ページ。
- (7) 中村達也『市場経済の理論』日本評論社、1978年、35ページ。
- (8) 上野裕也、前掲書、83ページ。
- (9) 中村達也、前掲書、35ページ。
- (10) 上野裕也、前掲書、83ページ。

もちろん、国家の経済活動への介入過程はとうぜん政府活動の膨脹を伴うのであるが、このような政府活動の膨脹は、資本主義経済の発展過程のなかで生じてきたさまざまな対立・摩擦・弊害の解消を目的とした政府介入の増大によるものである（上野裕也、前掲書、83ページ）。

- (11) 経済企画庁総合計画局編『規制緩和の経済理論』大蔵省印刷局、1989年、3ページ。
- (12) 真部和義「流通規制緩和論の検討」加藤義忠・佐々木保幸・真部和義『小売商業政策の展開』同文館、1996年、114ページ。
- (13) 鈴木 武「進む規制緩和」岡田千尋・岩永忠康・尾碕 眞編『現代日本の商業構造』ナカニシヤ出版、1995年、196ページ。
- (14) 宮坂富之助「規制緩和と消費者——総論」経済法学会編『規制緩和と消費者』（経済法学会年報第16号）有斐閣、1994年、6ページ。
- (15) 総務庁編『規制緩和推進の現況』大蔵省印刷局、1994年、1ページ。
- (16) 畠中誠二郎「規制緩和の概観」『ジュリスト』No.1044、有斐閣、1994年、57ページ。
- (17) 総務庁編『規制緩和推進の現況』大蔵省印刷局、1995年、40ページ。
- (18) 畠中誠二郎、前掲論文、57ページ。
- (19) 畠中誠二郎、同上論文、57～58ページ。
- (20) 上野裕也、前掲書、91ページ。
- (21) 辻 正次「生活者重視政策と規制緩和」『国民生活』第24巻第4号、国民生活センター、1994年、9～10ページ。
- (22) 総務庁編、前掲書、4ページ。
- (23) 鈴木 武、前掲論文、198～200ページ。

- (24) 伊藤隆敏『消費者重視の経済学』日本経済新聞社、1992年、23～24ページ。
- (25) 林 敏彦「経済的規制と消費者」経済法学会編『規制緩和と消費者』（経済法学会年報第16号）有斐閣、1994年、107ページ。
- (26) 鈴木 武「日本型流通政策の問題点と政策転換の方向」E. バッツァー／H. ラウマー／鈴木 武編『現代流通の構造・競争・政策』東洋経済新報社、1992年、207ページ。
- (27) 三宅忠和「『規制緩和』と『規制』の理論的検討」『経済』No.10、新日本出版社、1996年、39ページ。
- (28) 三宅忠和、同上論文、39～41ページ。
- (29) 三宅忠和、同上論文、41～43ページ。
- (30) 経済企画庁総合計画局編『規制緩和の経済理論』大蔵省印刷局、1989年、191ページ。
- (31) 三宅忠和、前掲論文、43～45ページ。
- (32) 三宅忠和、同上論文、44ページ。
- (33) 宮坂富之助、前掲論文、4～6ページ。
- (34) 経済改革研究会「規制緩和について（中間答申）」（内橋克人とグループ2001「規制緩和という悪夢」文芸春秋、1995年、付録5ページ）。
- (35) 宮坂富之助、前掲論文、7ページ。
- (36) 真部和義、前掲論文、124～125ページ。
- (37) 吉田省三「独禁政策の変化と規制改革」『中小商工業研究』第41号、中小商工業研究所、1994年、12ページ。
- (38) 宮坂富之助、前掲論文、18ページ。
- (39) 細野 薫「流通業の規制緩和とその効果」加藤 雅編著『規制緩和の経済学』東洋経済新報社、1994年、83～84ページ。
- (40) 根本重之「規制緩和時代の酒類流通」田島義博・流通経済研究所編『規制緩和—流通の改革ヴィジョン』日本放送出版協会、1994年、140ページ。
- (41) 根岸 哲「流通規制の現状とそのあり方」宮澤健一編『流通システムの再構築』商事法務研究会、1989年、208～209ページ。
- (42) 根本重之、前掲論文、141～145ページ。
- (43) 根本重之、同上論文、145～146ページ。
- (44) 鈴木 武、前掲「進む規制緩和」、204～205ページ。
- (45) 加藤義忠「流通規制緩和の展開」加藤義忠・佐々木保幸・真部和義『小売商業政策の展開』同文館、1996年、77ページ。
- (46) 通商産業省商政課編『90年代の流通ビジョン』（財）通商産業調査会、1989年、169～195ページ。
- (47) 渡辺達朗「流通政策の転換—大店法緩和と独禁法運用強化」田島義博・流通経済研究所編『規制緩和—流通の改革ヴィジョン』日本放送出版協会、1994年、40～43ページ。
- (48) 渡辺達朗、同上論文、43～44ページ。

- (49) 鈴木 武、前掲「進む規制緩和」、205ページ。
- (50) 大店法改正法とそれと関連する4つの法律からなる「大店法関連5法」が1991年5月に制定・公布され、1992年1月31日から施行された。大店法関連5法とは、通称、大店法改正法をはじめ、輸入品専門売場特例法、特定商業集積整備法、民活法改正法、中小小売商業振興法改正法をいう（渡辺達朗、同上論文、46～47ページ）。
- (51) 鈴木 武、前掲「進む規制緩和」、205ページ。
- (52) 鈴木 武、同上論文、205～206ページ。
- (53) 鈴木 武「国際化に対応する流通システム改善の方向」『季刊マーケティングジャーナル』日本マーケティング協会、第32号（第8巻第4号）、1989年、22～23ページ。
- なお、鈴木武教授は日本型流通政策の特徴として、次の2点をあげておられる。第1に、政府によって策定される計画やビジョンが政策運営の基軸になっているということである。第2に、流通システムに対する現実の公的介入が広範かつ多岐にわたるばかりでなく、きわめて直接的であるということである（鈴木 武、同上論文、23ページ）。
- (54) 鈴木 武「流通政策の日独比較」E. バッツァー／鈴木 武編『流通構造と流通政策』東洋経済新報社、1985年、222～223ページ。
- (55) 鈴木 武『商業政策講義案』九州流通政策研究会、1989年、98ページ。
- (56) 鈴木 武「国際化時代における流通政策のあり方」『RIRI』流通産業研究所、1990年8月、6ページ。
- (57) 鈴木 武、同上論文、6～7ページ。
- (58) 鈴木 武、同上論文、2ページ。
- (59) 鈴木 武、同上論文、7ページ。